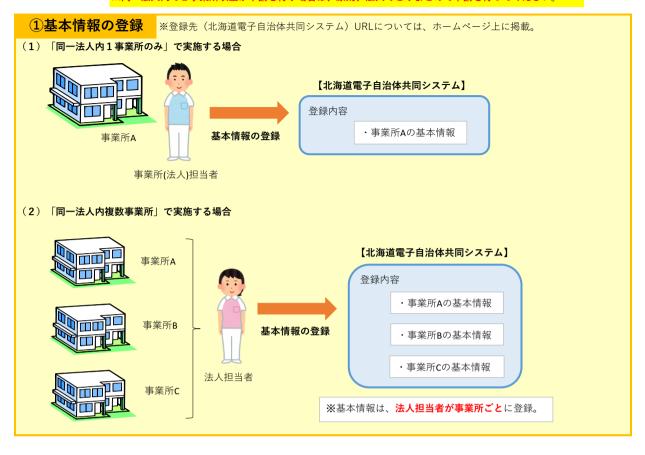
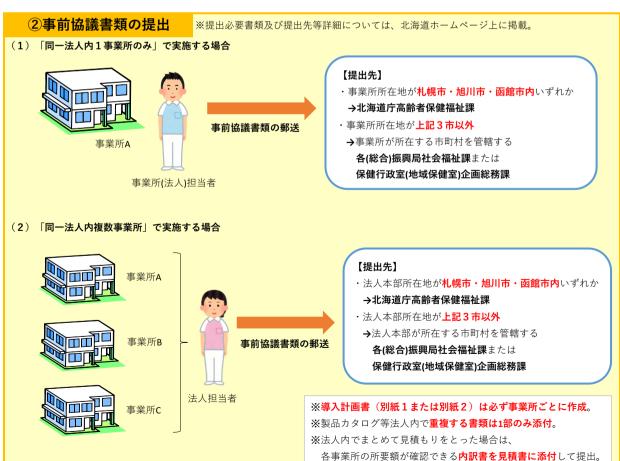
# 令和5年度(2023年度)介護ロボット導入支援事業費補助金の申請方法等について

※同一法人内で2事業所以上が申請を行う場合は、原則、法人でとりまとめて申請を行ってください。





## ③交付申請書類の提出

※道からの内示後 ※提出必要書類及び提出先等詳細については、北海道ホームページ上に掲載。

(1) 「同一法人内1事業所のみ」で実施する場合



交付申請書類の郵送

事業所(法人)担当者

#### 【提出先】

- ・事業所所在地が札幌市・旭川市・函館市内いずれか
- →北海道庁高齢者保健福祉課
- ·事業所所在地が上記3市以外
- →事業所が所在する市町村を管轄する
  - 各(総合)振興局社会福祉課または 保健行政室(地域保健室)企画総務課

#### (2) 「同一法人内複数事業所」で実施する場合



事業所A



事業所B



事業所C



法人担当者

交付申請書類の郵送

# 【提出先】

- ・法人本部所在地が札幌市・旭川市・函館市内いずれか →北海道庁高齢者保健福祉課
- ・法人本部所在地が**上記3市以外**
- →事業所が所在する市町村を管轄する 各(総合)振興局社会福祉課または

保健行政室(地域保健室)企画総務課

※導入計画書(別紙1または別紙2)は必ず事業所ごとに作成。 ※法人単位での申請のため、「保福第1号様式、保福第1-2号様 式、保福第1-16号様式、保福第1-18号様式、保福第1-20号様式 及び保福第1-32号様式」については、法人内でまとめて1部の み提出。

※製品カタログ等法人内で重複する書類は1部のみ添付。

# 4事業実施

※道からの交付決定(指令日)以降



契約 (発注)

※原則、**交付決定前の契約**(発注)は<mark>補助対象外</mark>。



納品



支払い

※「最終納品日」を事業完了日とする。

※事業完了日から**30日以内**、または

令和6年(2024年)4月10日のいずれか早い日までに、 実績報告書の提出が必要。

# 5実績報告書類の提出

※提出必要書類及び提出先等詳細については、北海道ホームページ上に掲載。

(1) 「同一法人内1事業所のみ」で実施する場合



実績報告書類の郵送

#### 【提出先】

#### 北海道庁高齢者保健福祉課

※事業所所在地に関係なく、 すべて北海道庁高齢者保健福祉課へ提出。

事業所(法人)担当者

※事業完了日から**30日以内**、または

令和6年(2024年)4月10日のいずれか早い日までに、随時提出。

### (2) 「同一法人内複数事業所」で実施する場合



事業所A



事業所B



事業所C



法人担当者

# 【提出先】

### 北海道庁高齢者保健福祉課

※法人本部所在地に関係なく、 すべて北海道庁高齢者保健福祉課へ提出。

※事業完了日から**30日以内**、または**令和6年(2024年)4月10日**の いずれか早い日までに、法人単位で随時提出。

※「最終納品日」は、法人内の全ての事業活用事業所で納品が 完了した日を指す。

※法人単位での実績報告のため、「保福第1-28号様式、保福第1-2号様式、保福第1-30号様式、保福第1-31号様式」については、 法人内でまとめて1部のみ提出。

※法人内でまとめて納品書、請求書、領収書等が発行された場合は、各事業所の導入内容(台数)、金額、納品日等が確認できる内訳書を添付して提出。

# ⑥導入報告書の提出

※介護ロボット等導入支援事業を活用した事業所は、機器導入から3年間、毎年「導入報告書(別紙3)」の提出が必要です。

(詳しくは、「介護ロボット等導入支援事業に係る報告書の提出について(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/roboreport.html)」 のページをご覧ください。)

※「導入後2年目報告」及び「導入後3年目報告」については、提出方法等を含め、随時、道から通知いたします。

## (1) 「同一法人内1事業所のみ」で実施した場合



## 事業所(法人)担当者

#### 【北海道電子自治体共同システム】

提出内容

· 事業所Aの導入報告書

※原則、事業完了日から6ヶ月経過時点に提出。

### (2) 「同一法人内複数事業所」で実施した場合



※原則、**事業完了日から6ヶ月経過時点**に事業所ごとに提出。 ※導入報告書(別紙3)は必ず事業所ごとに作成。

※法人でとりまとめず、各事業所から提出を行う。